

シンガポールを中心とした東南アジアにおける高知県産農産物及び  
農産物加工品販売拡大事業委託業務  
公募型プロポーザル審査要領

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「シンガポールを中心とした東南アジアにおける高知県産農産物及び農産物加工品販売拡大事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 新たな輸出先の提案及び調査	30 点
(2) 販売や取引強化に向けた企画提案及び実施	25 点
(3) 商談機会の提案及び実施支援	25 点
(4) 実施体制	15 点
(5) 経費見積もり	5 点

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、実施方法

令和6年5月 22 日(水)午前10時から午後3時までの指定した時間(オンライン:Zoom ミーティング)予定

※Zoom の URL やミーティング ID 等は、別途参加者にお知らせします。

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1社 15 分とします。
- ② 各社の開始時刻は別途お知らせします。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を約 10 分設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了した後、各審査委員の審査結果を集計し、候補者と次点者を決定します。

(4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

別紙

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
新たな輸出先の提案及び調査	○高知県産農産物及び農産物加工品の今後の輸出拡大につながる有用な調査の提案となっているか ○過去に類似事業の実績があり、実現可能な輸出拡大につながる企画の提案になっているか	30点
販売や取引強化に向けた企画提案及び実施	○過去に類似事業の実績があり、現地実店舗における販売強化や流通関係者との継続取引につながる効果的な企画の提案となっているか	25点
商談機会の提案及び実施支援	○過去に類似事業の実績があり、商談機会の創出及び事業者の状況(輸出未経験者、輸出経験者)に応じた支援が可能なことを判断できる提案となっているか	25点
実施体制	○事業実施に関する専門的な知識を有する担当者の配置や人員体制は適切か	15点
経費見積もり	○事業を実施するために必要な経費が適正に見積もられているか	5点